

筑波大学交通安全会

筑波大学交通安全会は、筑波地区構内における駐車場を利用する本学の教員、事務職員及び学生並びに関係者等により組織し、駐車場の円滑な運用と安全確保及び交通環境の整備等を主体的に行うことを目的として設立されたもので、平成 14 年 4 月 1 日より業務を行っております。

駐車場の利用を希望する方は筑波大学から許可を受けた後、所定の手続きにより交通安全会に入会し、駐車証の交付を受けて下さい。駐車証の無い車両は違法駐車として取り扱われます。

◎ 駐車証交付までのフロー図

◎ 駐車場の交付を受ける資格

◎ 駐車場の申し込み、申請書の記入、支払等の手続きについて

◎ 会費等について

◎ 学生の利用駐車場、提出書類について

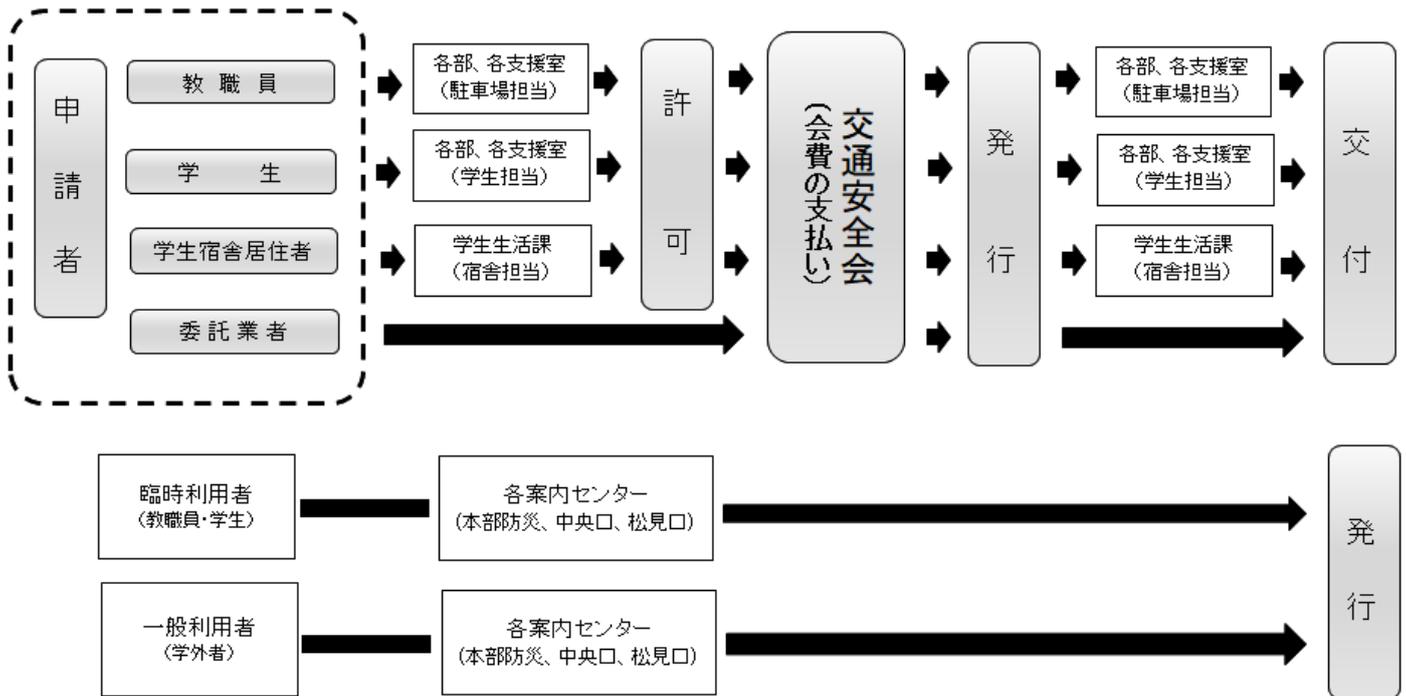
◎ 教職員等の利用駐車場について

◎ 会費の還付について

◎ ホームページの利用案内について

◎ 駐車場地図

◎ 駐車証交付までのフロー図



◎ 駐車場の交付を受ける資格

①学生の場合 「学生の自動車通学に係る入構および駐車について」の規定に基づき、自動車通学禁止区域(学生の所属する学群・大学院対応の教育研究支援室から半径 2 km未満の地区)外に居住する学生で、自動車通学によらざるを得ない者には、当該学生の申請により、駐車証が交付されます。

②学生宿舎居住の学生の場合 「宿舎用駐車場における学生宿舎居住学生の自動車の駐車について」の規定に基づき、学生宿舎居住学生の申請により駐車証が交付されます。

③職員等の場合 「職員等の自動車通勤に係る入構及び駐車について」の規定に基づき、通勤距離が 2 km未満として通勤手当が支給されない者及び交通機関の利用による通勤手当を支給されるもの以外の者で自動車通勤をする者には、当該職員の申請により、駐車証が交付されます。

これらの規定に関することについては、「ホームページ」内に掲載してありますので、ご利用下さい。(①、②については学生便覧にも掲載してあります。)

◎ 駐車場の申し込み、申請書の記入、支払等の手続きについて

「ホームページ」内の「駐車証交付申請書」をダウンロード、必要事項を記入(記入例を参照)し、自身の利用する駐車場の申請期間に該当する会費を払込み、その明細を貼付したのち、部、課、組織、または、所属先の支援室に提出してください。

◎ 会費等について

会費は、交通安全会会則第7条により次の通り定められています。

ゲート付き駐車場を利用する場合	月額 900 円 (例) 年間利用(12ヶ月)の場合 月額 900 円 × 12ヶ月 = 10,800 円 月額 900 円 × 利用月数分を算出
ゲートなし駐車場を利用する場合	月額 400 円 (例) 年間利用(12ヶ月)の場合 月額 400 円 × 12ヶ月 = 4,800 円 ・月額 400 円 × 利用月数分を算出
ロット指定駐車場を利用する場合 (附属病院のみ)	月額 500 円 (例) 年間利用(12ヶ月)の場合 月額 500 円 × 12ヶ月 = 6,000 円 ・月額 500 円 × 利用月数分を算出

※ ゲート付駐車場を利用する会員で IC チップ搭載の『職員証』・『学生証』所有者は、原則としてパスカードは交付致しません。IC チップ非対応の『職員証』・『学生証』所有者で、初回申し込みの場合、別途パスカード代(600 円)が必要となります。

会費の支払い・・・郵便払込取扱票(交付部局にて配布)による払込み、又は、銀行振込。

(駐車証付申請書に「郵便振替払込金受領書」又は「銀行取引明細票」を貼付してください。)

※ 振込み先 常陽銀行 研究学園都市支店 普通口座 2199634

駐車場会費一覧表

駐車場別	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10カ 月	11ヶ 月	12ヶ 月	13ヶ 月	備考
ゲート付き	900	1800	2700	3600	4500	5400	6300	7200	8100	9000	9900	10800	11700	
ゲートなし	400	800	1200	1600	2000	2400	2800	3200	3600	4000	4400	4800	5200	
ロット指定	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000	6,500	附属病院のみ

※ 注意 駐車場申請は年度ごとです。利用期間等が不明の場合は、事前にご相談ください。

◎ 学生の利用駐車場、提出書類について

・学生の場合は、申請書のほかに、次の書類の提出が必要となります。

①車検証の写し ②任意保険証の写し ③居住地を確認できるもの(ハガキ・公共料金支払明細等)の写し
免許証(提示のみ) 学生証(提示のみ)

・利用駐車場は原則、一人一か所となります。継続して利用する場合、前年度と同様の駐車場を、下表を参考に申請書の許可駐車場欄に記入してください。また、許可台数に制限がある場合があります。必ず事前に確認または各支援室駐車場担当者または交通安全会に相談してください。新規利用者(新入生等)、駐車場の変更等希望がある場合も同様に、各支援室駐車場担当者または交通安全会に相談してください。

・自動車通学禁止区域(学生の所属する学群・大学院対応の教育研究支援室から半径 2 km未満の地区)内に居住する学生で、やむを得ず自動車通学を希望する場合は、別途「申立書」が必要です。

【 ゲート付き 所属別利用駐車場一覧】

駐車場	所 属 先 (各支援室)								
	人 社	数 理	生 命	シ ス 情	人 間	体 芸	医 学	図 情	宿 舎
一の矢東									○
一の矢西									○
23・本部北	○	○	○	○	○				
K5・本部南	○	○	○	○	○				
K25・第三エリア	○	○	○	○	○			○	
K7・体芸西						○			
K29・仮設南					○		○		
54・医学							※○		

※ 制限あり・応相談

【 ゲート無し 所属別利用駐車場一覧 】

駐車場	所 属 先 (支援室)								
	人 社	数 理	生 命	シ ス 情	人 間	体 芸	医 学	図 情	宿 舎
37・南地区	○	○	○	○	○	○			
K23・西地区							○		
K28・西地区北							○		○
K27・追越西									○
52・平砂									○
53・平砂東									○
58・追越東									○
68・春日東								○	○

◎ 教職員等の利用駐車場について

・駐車場の利用に関しては、継続利用者は、各部・課・組織等における割り振り台数を確認の上、前年度と同様の駐車場を記入願います。

・新規利用者または、駐車場の変更(異動等)、その他ご不明な点は、各部・課・組織・支援室等にご相談願います。

◎ 会費の還付について

次のような場合は会費の還付を請求することができます。

(1) 駐車場を利用しなくなる場合(退会)

- ① 許可された利用形態において、残存有効期間が1ヶ月以上ある場合には、利用形態毎の月額単価に残存月数を乗じた額を還付します。パスカード代は、返金いたしませんので予めご了承ください。
- ② 残存月数は、交通安全会が会費還付請求書を受理した日の翌月分から起算するものとします。
- ③ 還付請求をする場合には、還付請求書に許可シールを貼付し、署名捺印の上、交通安全会窓口にお越し下さい。

(2) 会費の過払いがあった場合

交通安全会に還付請求書を提出してください。過払い分について還付します。

※ 還付金の支払方法

原則として、還付金は交通安全会窓口にて現金で支払うこととします。ただし、銀行振込により返還する場合がありますが、振込手数料等、処理に要する費用は返還額から控除させていただきますので、あらかじめご了承ください。

還付請求書は、各部組織・各支援室及び交通安全会事務室に用意してあります。また、「ホームページ」からダウンロードすることも出来ますのでご利用下さい。

◎ ホームページの利用案内

筑波大学交通安全会では、利用者への情報提供の場として「ホームページ」を開設しております。構内駐車場の利用状況、環境整備情報、各種書類等のダウンロード、規則、会則、メールによる御意見等随時更新しています。

お気軽にご利用下さい。

<https://www.t-anzen.org>

t-anzenkai@hotmail.co.jp



〒305-8577

茨城県つくば市天王台1丁目1-1

筑波大学交通安全会

Tel・Fax 029-853-2119

携帯電話 080-3021-1937

ホームページ <https://www.t-anzen.org>

